



ライフライン

水道

水道の届出

問 水道課 業務係 ☎32-1005

次のようなときは、届け出をしてください。

- 引っ越しなどで新しく水道をつかうときや使用を中止するとき
- 家の新築、改造などで一時水道の使用を中止するとき
- 家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
- 長い間水道を使わないとき
- 契約名義や用途を変更するとき

水道料金

問 水道課 業務係 ☎32-1005

2カ月に1回メーター検針を行い、その使用水量を2で割り翌月と翌々月に料金を支払っていただきます。支払いは1カ月に1回です。便利な口座振替をご利用ください。口座振替の手続きは各指定金融機関でお願いします。

※一部電子マネーでもお支払いできます。

メーター検針にご協力ください

問 水道課 給水係 ☎32-1005

各ご家庭の水道メーターは、検針員が巡回して検針を行っております。検針が効率よく行えるように、次のことにご協力をお願いします。

- メーターボックスの上には、物を置かないようにして、いつでも検針できるようにしてください。
- 犬は、出入り口やメーターボックスから離してつないでおいてください。
- 家の増築等で、メーターが床下や屋内になるときは、宮若市指定給水装置工事業者に依頼し、屋外に移設してください。
- 検針ができない場合は、使用水量を認定することがありますのでご了承ください。



水道メーターの取替え

問 水道課 給水係 ☎32-1005

水道メーターは、計量法の規定により、使用期間が8年と定められています。取替は宮若市水道組合に業務を委託しており、取替時には組合員は身分証明書を携帯しております。なお、メーター代金および取替工事費は無料です。取替にご協力をお願いします。

漏水してませんか？

問 水道課 給水係 ☎32-1005

定期的にチェックをしましょう。

- ①家の中の蛇口を全部閉めた状態でメーター器を確認してください。
- ②メーター器の中のパイロットが回っていれば宅地内での漏水が考えられます。なお漏水が少量のときには、パイロットがゆっくりと回り確認が困難な場合がありますのでご注意ください。

宅地内の漏水が確認できた場合、至急、市公式ホームページに掲載している宮若市指定給水装置工事事業者(水道工事店)に直接ご連絡ください。なお、水道工事店をご存知ない方は、水道課におたずねください。また、公道等からの漏水についても水道課にご連絡ください。

(以下は広告スペースです)

YASUNAGA SETSUBI
宮若市水道・排水指定工事店

ヤスナガ設備
代表 安永 貴臣

管工事／給水工事
水洗化工事／浄化槽工事
各種水廻りリフォーム工事

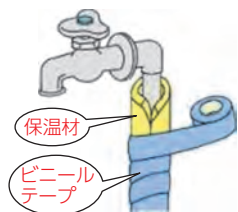
宮若市福丸 203-13
TEL FAX **0949-52-0689**



水道管の凍結防止方法

寒くなると水道管の水が凍って出なくなったり、水道管が破裂する事故が起こることがありますので凍結防止の方法を紹介します。

屋外の露出管



※凍結したらぬるま湯を水道管にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけて溶かします。熱い湯を急にかけて水道管が破裂することがあります。ご注意ください。

※破損したら元栓を閉める

メーターボックス内の元栓(バルブ)を閉め指定給水装置工事業者に修理依頼をしてください(有料)。

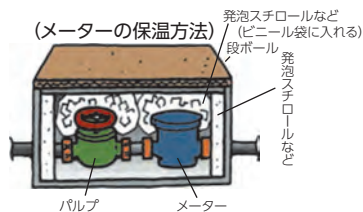
※指定給水装置工事業者は、市公式ホームページをご覧ください。

費用負担について

問 水道課 給水係 ☎32-1005

給水装置は、水道使用のお客様がそれぞれ、工事費を負担し設置したものであり、お客様の所有物となります。したがって、給水装置の、修繕および改造などに要する費用は自己負担となります。

メーターボックス



熱湯は危険

下水道

問 下水道課 管理係 ☎32-3159

下水道接続の義務

下水道が整備され処理区域になると、すみやかに下水道を使用しなければなりません。風呂や台所などの生活雑排水はすぐに、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。水洗便所や排水設備の工事は市の下水道排水設備指定工事店に申し込んでください。

下水道供用開始区域の土地所有者に対する負担金制度

下水道が整備された区域の中に土地を所有している人には、土地の面積に応じた負担金を納めていただきます。

水洗便所等改造補助金制度

供用開始から3年以内にくみとり便所や浄化槽を公共下水道につなぎこむ改造工事について、1件につき4万円の補助金交付制度があります。

改造資金融資あっせん制度

汲み取り便所や浄化槽を公共下水道につなぎこむ改造工事について、60万円を限度として宮若市が指定した金融機関の融資をあっせんする制度があります。

下水道使用料

毎月の使用水量に応じて使用料をお支払いください。市水道水のみ使用の世帯は、水道使用水量で計算します。井戸水のみ使用の世帯と、井戸水と水道水の併用世帯は、世帯の人数によって使用料が変わりますので、使用人数に増減があったときは届け出てください。

浄化槽補助金制度

浄化槽設置にあたって下水道認可区域を除く地域で、個人が浄化槽設置する場合には、浄化槽補助金交付制度があります。

〈以下は広告スペースです〉

合併処理浄化槽 製造・販売
浄化槽 メンテナンス



有限会社 **大勝工業**

代表取締役 松山 真一

宮若市宮田918-11

TEL 0949-32-3331

FAX 0949-32-9525

